参考４

○京都市住宅審議会規則

平成９年３月31日規則第146号

改正　平成25年11月15日規則第103号

京都市住宅審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第８条の規定に基づき、京都市住宅審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第３条　審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第４条　審議会の庶務は、都市計画局において行う。

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第122号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成25年11月15日規則第103号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の京都市住宅審議会規則第２条第２項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市住宅審議会条例に基づく京都市住宅審議会の会長又は副会長であった者は、それぞれこの規則の施行の日に京都市住宅審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。